

第1章 計画の概要



第1章 計画の概要



1 背景

(1)文化を取り巻く社会的環境

現代社会は高度情報化、グローバル化、少子高齢化などの急速な進展に伴い、大きな変革期を迎えております。

こうした社会の動きに合わせ、人々の価値観は多様化し、精神的なゆとりや豊かさ、生きがい、自己実現などを求めて、文化に対する関心も高まりを見せています。

各地でバブル経済進展下に活発化した文化施設の建設や環境整備といったハードの構築は、一定の充足を見て終息したものと思われ、近年では、人々が日常生活の中において文化的資源を活用し、いかに文化を活性化していくかというソフト面に重きを置く傾向が顕著になってきています。

文化は、人々に楽しさや感動、安らぎ、生きる喜びをもたらすもので、人生を豊かにするうえで欠かせないものであり、また人々の創造力の源泉である感性や想像力を育てるほか、他人を思いやり、歴史や伝統、自然を大切にすることを涵養するものです。

活力ある社会の実現と個性的で特色のある地域づくりといった観点から文化の重要性に対する再評価の機運が高まっています。

(2)国と都の動向

平成13年12月、国は「文化芸術振興基本法」を制定し、文化芸術振興についての基本理念を明らかにするとともに、文化芸術振興施策の総合的な推進や、地方公共団体の文化行政における役割・責務を明文化しました。

《国が定める文化芸術振興に当たっての基本理念》 ※文化芸術振興基本法抜粋

- 文化芸術活動を行う者の自主性が十分に尊重されるようにする。
- 文化芸術活動を行う者の創造性が十分に尊重され、地位の向上が図られ、能力が発揮されるようにする。
- 文化芸術を鑑賞し、これに参加し、創造することができるよう環境を整備する。
- 国の文化芸術の発展を図り、ひいては世界の文化芸術の発展に資する。
- 多様な文化芸術の保護及び発展を図る。
- 地域の人々により主体的に文化活動が行われ、各地域の特色ある文化芸術の発展を図る。
- 国の文化芸術を世界へ発信し、国際的な交流、貢献の推進を図る。
- 広く国民の意見が反映されるように配慮する。

《国が定める文化芸術振興に関する基本的施策》 ※文化芸術振興基本法より

- | | |
|----------------|--------------|
| ■各分野の文化芸術の振興 | ■文化財等の保存及び活用 |
| ■地域における文化芸術の振興 | ■国際交流等の推進 |
| ■芸術家等の養成及び確保 | ■国語の正しい理解 |
| ■日本語教育の普及及び充実 | ■著作権等の保護及び利用 |
| ■国民の文化芸術活動の充実 | ■文化施設の充実 |
| ■その他の基盤の整備 など | |



また、平成18年5月、東京都は「文化振興指針」を策定し、魅力的で、文化的に豊かな「創造的な文化を生み出す都市・東京」の実現に向けた施策を展開しています。

(3)本市の文化的土壌

私たちのまちには、遠く大化の改新により武蔵国の国府が置かれ、政治、経済、文化の中心地として栄えてきました。江戸時代には甲州街道の宿場町としてにぎわいを見せ、明治時代には北多摩郡の郡役所が設置されました。

昭和29年、府中町、多磨村、西府村の1町2村が合併することで本市は誕生しました。行財政の基盤が確立したことにより、市民生活は飛躍的に向上し、人口急増ともあいまって、市民の自主的な文化活動が盛んに行われるようになりました。昭和40年には、第1回芸術文化祭が開催され、翌41年には、府中市文化団体連絡協議会が18団体の加盟により発足しました。

昭和40年代後半以降、市民の文化活動の拠点となる文化施設の整備が進められました。地域の文化活動の拠点となる文化センターを始め、郷土の森博物館、府中の森芸術劇場、府中市美術館などが相次いで建設されました。平成19年12月には、市民会館と中央図書館の複合施設であるルミエール府中が開館し、本市の文化施設は他に類を見ないほど充実しました。

こうした歴史と環境の下で、多くの人々が府中らしい固有の文化をはぐくんできました。府中囃子や武蔵国府太鼓などの伝統文化は今もなお地域に息づき、伝承・普及活動が行われています。

(4)これまでの文化行政

市民の文化活動が盛んになるにつれ、それを支援する行政の責務と役割も重要度を増してきました。これまで本市では、市長部局(文化コミュニティ課、市民活動支援課、経済観光課など)と教育委員会(生涯学習課、文化財担当、図書館、美術館など)の双方に文化を所管する部署を設置し、互いに役割を分担しながら連携することで、市民の文化的生活の実現を目指して、様々な文化施策を推進してきました。

また、市の外郭団体として、昭和55年に財団法人府中グリーンプラザ事業団を、昭和61年に財団法人府中市郷土の森事業団を、平成3年に財団法人府中文化振興財団(後に両事業団を統合)を設置することで文化施策の推進体制を強化し、各種文化事業の展開、文化活動の機会や場の提供、文化情報の発信などを通じて市民主体の文化活動を支援してきました。

■第1章 計画の概要■

《文化に関わる主なできごと》

年	できごと
1954年(昭和29年)	府中市制施行(府中町、多磨村、西府村が合併)
1961年(昭和36年)	市立図書館開館
1965年(昭和40年)	第1回市民芸術文化祭開催
1966年(昭和41年)	旧市民会館開館 府中市文化団体連絡協議会発足
1967年(昭和42年)	旧中央図書館開館
1968年(昭和43年)	郷土館開館
1970年(昭和45年)	けやき並木周辺で歩行者天国開始
1971年(昭和46年)	白糸台に市内最初の文化センター開館
1972年(昭和47年)	西府文化センター開館
1973年(昭和48年)	武蔵台文化センター開館 大賀蓮を寿中央公園蓮池から市民健康センター修景池に移植
1974年(昭和49年)	第1回市民まつり開催 新町・住吉・是政文化センター開館 郷土かるたの標識柱設置完了
1975年(昭和50年)	紅葉丘文化センター開館 府中市遺跡調査会発足(武蔵国府跡の本格的な発掘調査開始)
1976年(昭和51年)	第1回地域まつり開催
1977年(昭和52年)	第1回市民芸術劇場(郷土芸能祭)開催
1978年(昭和53年)	押立・四谷地域センター開館
1979年(昭和54年)	長野県八千穂村(現佐久穂町)と姉妹都市提携
1980年(昭和55年)	財団法人府中グリーンプラザ事業団設立 府中グリーンプラザ開館 雑田堀緑道、二ヶ村緑道開通
1981年(昭和56年)	ホタルの養殖成功(新田川で20年ぶりに復活) 新田川緑道開通
1982年(昭和57年)	中央文化センター開館
1983年(昭和58年)	府中囃子が市の無形民俗文化財に指定 第1回地域文化祭開催
1984年(昭和59年)	文化情報電話サービス開始



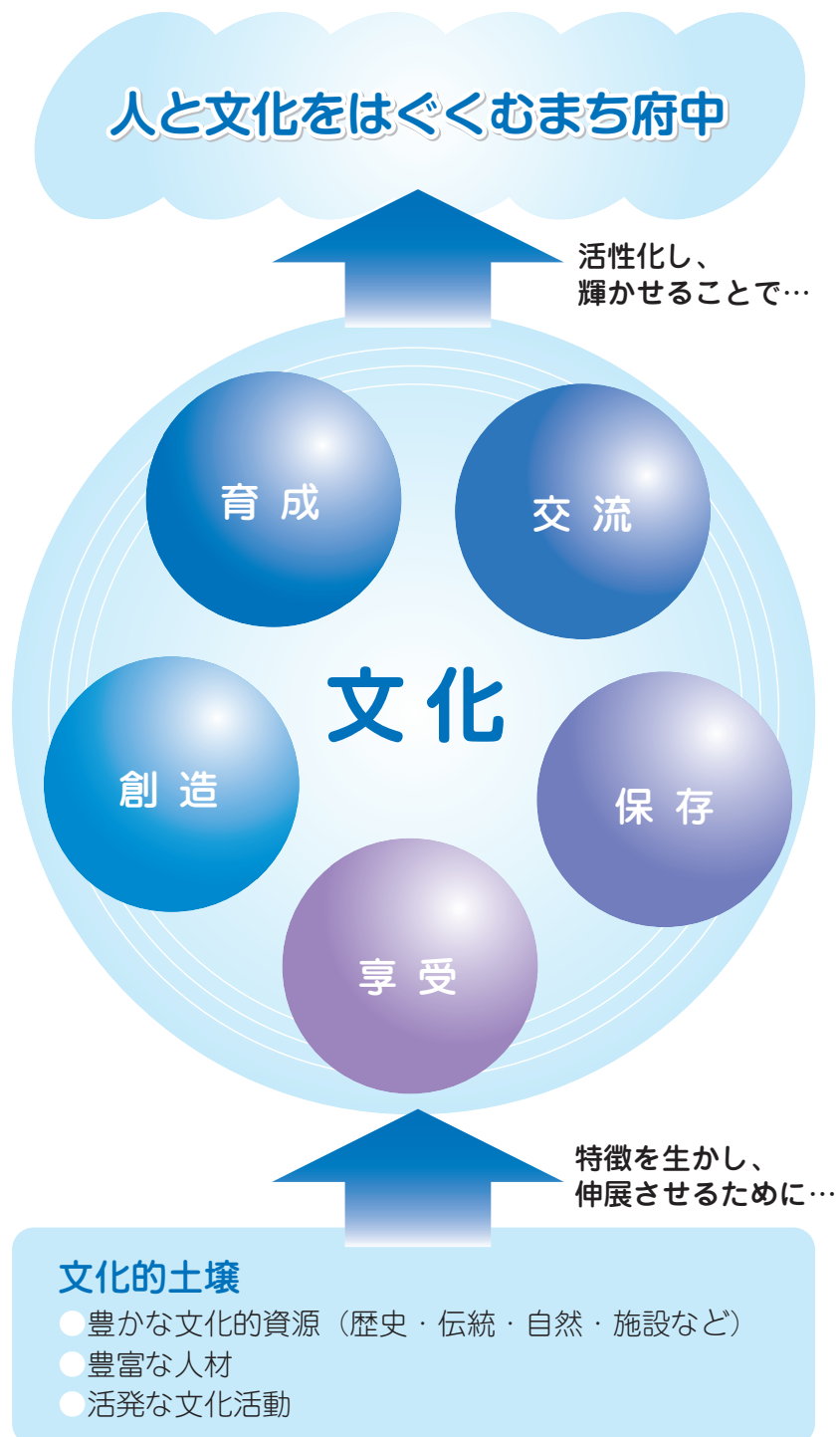
年	できごと
1985年(昭和60年)	坂の由来碑設置完了
1986年(昭和61年)	押立・四谷文化センター開館(地域センターを増築) 府中市文化懇談会が提言 財団法人府中市郷土の森事業団設立 橋の由来碑設置完了
1987年(昭和62年)	郷土の森博物館開館 片町文化センター開館 地名の由来碑設置完了
1988年(昭和63年)	第1回梅まつり開催 道の由来碑設置完了
1989年(平成元年)	渡しの由来碑設置完了 (全ての由来碑設置完了)
1990年(平成2年)	第1回ちびっ子ふれあい文化祭開催
1991年(平成3年)	財団法人府中文化振興財団設立 府中の森芸術劇場開館
1992年(平成4年)	ウィーン市ヘルナルス区と友好都市提携 彫刻のあるまちづくり事業開始
1993年(平成5年)	生涯学習センター開館
1996年(平成8年)	府中グリーンプラザ分館(ギャラリー)開館
1997年(平成9年)	府中国際交流サロン開設 第1回ウィーンフェスティバル開催
2000年(平成12年)	府中市美術館開館
2001年(平成13年)	大國魂神社本殿と馬場大門のケヤキ並木が都の歴史的建造物等に指定
2002年(平成14年)	府中NPO・ボランティア活動センター開設
2005年(平成17年)	観光情報センター開設 武蔵国分寺参道口跡が国の史跡に指定 武蔵府中熊野神社古墳が国の史跡に指定 「手づくり郷土賞」大賞受賞(郷土の森博物館)
2006年(平成18年)	武蔵国衙跡が市の史跡に指定
2007年(平成19年)	パブリックアートによるまちづくり指針策定 府中市文化振興計画検討協議会が提言 ルミエール府中(市民会館・中央図書館複合施設)開館
2008年(平成20年)	文化行政担当部署を市長部局に統合



2 目的

本市には、長い歴史と伝統、固有の風土、市民の活発な文化活動などにより築きあげられてきた文化的土壌が既に存在しています。これらの特徴を生かし、伸展させていくことで、美しい風格のある文化都市の形成を目指します。市民一人ひとりが郷土に愛着を持ちながら、豊かな社会生活をおくることができるように、文化に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として、この計画を策定します。

概念図



3 基本理念と基本目標

本市の文化振興にあたっては、「人と文化をはぐくむまち府中」を基本理念に掲げ、次の4つの基本目標の実現を目指します。

《基本理念》 ☆人と文化をはぐくむまち府中

《基本目標》

- ☆文化芸術に身近に親しむことで、喜びと感動を享受できるまち
- ☆文化活動の担い手とそれを支える人々をはぐくむまち
- ☆歴史と伝統により培われた地域固有の文化を大切にするまち
- ☆文化を通じて人々が集い、交流する、にぎわいと魅力溢れるまち



4 文化振興の担い手

文化を創造し享受する主体は、市民一人ひとりです。これまでまちの文化は、市民の豊かな感性や想像力を働かせた自由な心象表現によって創り出されてきました。そして、これらが社会と結びつくことで、地域の文化性は高まり、まちに美しさや潤いが生まれてきました。

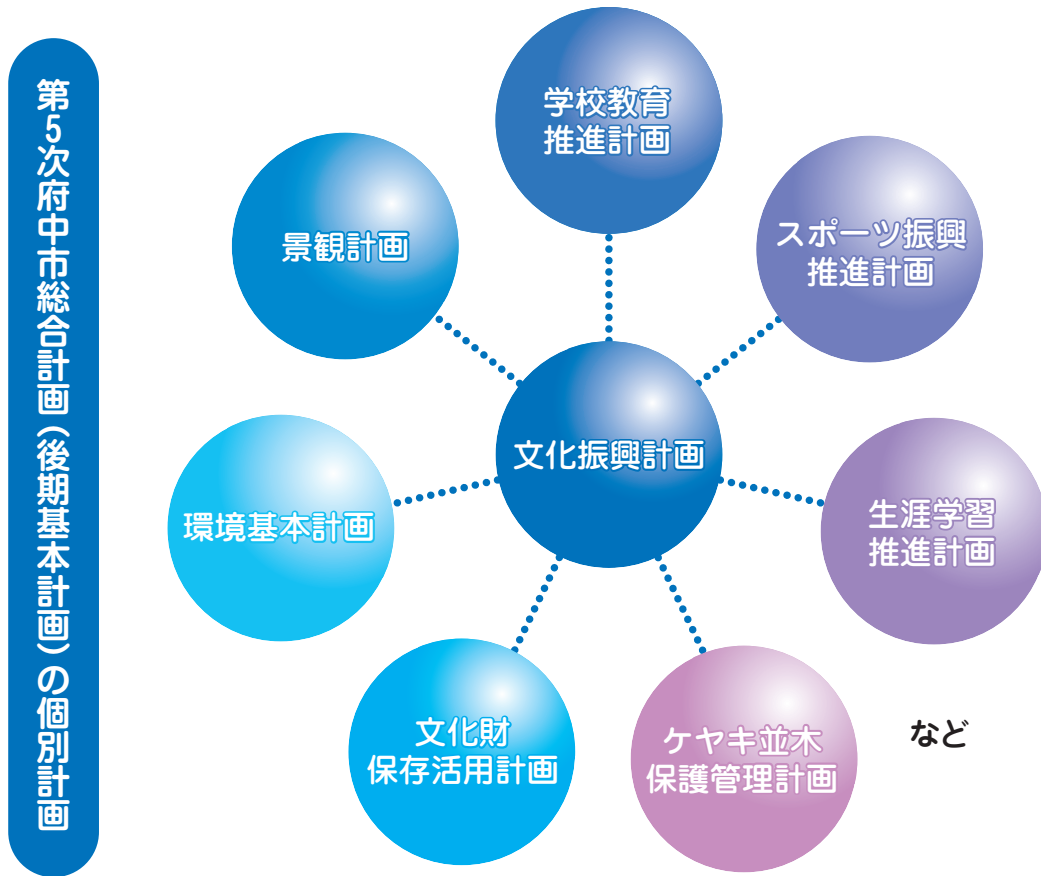
生活に楽しさ、感動、喜びなどをもたらす文化の創造と享受は、市民一人ひとりの権利であり、心豊かな社会の形成には欠かせないものであるとの考え方に立ち、市民が主体となった文化振興に取り組めます。

また、文化団体、企業、文化振興財団、教育機関、NPO・ボランティアなどの多様な主体も文化活動の一翼を担い、まちの文化を支えているという事実を認識し、互いのパートナーシップのもとに文化振興に取り組んでいくことが必要です。

5 範囲と位置付け

本計画は、本市が実施する文化振興施策に関する全ての分野を対象とします。平成19年8月に策定された「第5次府中市総合計画(後期基本計画)」及びその他の個別計画との整合性を図りながら、「文化芸術振興基本法」の趣旨に基づいて本市の文化振興施策を総合的かつ計画的に推進していきます。

文化振興計画の位置付け



6 計画の期間

本計画は、平成20年度から平成29年度までの10年間を展望したもので、本市の文化振興の考え方や方向性を示すとともに、文化振興施策の全体像を整理したものであり、今後の文化振興施策の基本となるものです。

なお、社会経済情勢の変化や施策の進捗状況などを踏まえ、必要に応じて見直します。

